

経済文教常任委員会記録

令和2年12月14日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時36分

○出席委員（6名）

4番 齋藤 豪 委員 7番 石山 敬 委員 9番 千葉 浩規 委員
15番 今泉 昌一 委員 26番 田中 元 委員 28番 下山 文雄 委員

○出席理事者（6名）

商工部長 秋元 哲 産業育成課長補佐 齋藤 弘行
資産税課長 石田 剛 観光部長 岩崎 隆
文化振興課長 野呂 智子 こども家庭課長 石澤 容子

○出席事務局職員（2名）

次長補佐 高屋 憲 書記 成田 崇伸

—————↑—————◁▷—————↑—————

【午前10時00分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案2件及び請願1件であります。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第105号 弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） まず、議案第105号弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（秋元 哲） 議案第105号弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律——略称、地域未来投資促進法の一部改正により、地域経済牽引事業の促進によ

る地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正がなされたことに伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものでございます。

それでは次に、本条例の根拠法である地域未来投資促進法の概要について御説明いたします。お手元の配付資料1の1枚目を御覧ください。

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することを目的としており、市町村、都道府県が作成した基本計画に基づき事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事から承認された場合に、国や自治体などから様々な支援措置が受けられる仕組みとなっております。当市におきましては、青森県と共同で基本計画である弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画を作成し、平成29年9月29日に国の同意を受けております。

次に、お手元の配付資料1の2枚目を御覧ください。

地域未来投資促進法に基づく各種支援内容及び本条例の制度概要について御説明いたします。

地域未来投資促進法では、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し都道府県の承認を得ることで、税制による支援措置、規制の特例措置等、金融による支援措置、予算による支援措置など、様々な支援措置を受けることができます。

当市も本条例により、承認地域経済牽引事業計画に従って行う事業のための施設のうち、一定の要件を満たした固定資産に対して3年間の課税免除の支援措置を講じているところでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、地域未来投資促進法の一部改正により、引用省令の題名改正を行うとともに、課税免除となる対象施設の設置期間の元号改正を行おうとするものでございます。

以上が本議案の内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（齋藤 豪委員） まず、成長発展の基盤強化とされる、地域経済牽引事業を具体的にお伺いします。

もう1点、平成29年から、元号が改正されて令和4年までということで、29年からの、該当になった実績を、もし具体的にお知らせ願えるのであれば、どういう事業所なのかも踏まえてお伺いします。

○産業育成課長補佐（齊藤弘行） 地域未来投資促進法ということでございますが、地域の特性を活用した事業の経済波及効果に着目し、最大限に、最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものとなっております。29年度からの実績でございますが、令和2年度に1件、今年度でございますが1件ございまして、課税免除額につきましては97万2300円となっております。

○4番（齋藤 豪委員） 具体的な事業所もお聞かせ願えれば。

○産業育成課長補佐（齊藤弘行） 利用した事業所については、投資内容とか、あと租税納付状況を公表することによって事業者の権利とか利益を害するおそれがあるので、公表を差し控えるものでございます。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第107号 指定管理者の指定について（弘前市民文化交流館等）

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第107号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（岩崎 隆） 議案第107号は、指定管理者の指定についてでございます。

提案の内容ですが、弘前市民文化交流館及び弘前市駅前こどもの広場内遊び場の指定管理者として、株式会社マイタウンひろさき・特定非営利活動法人スポネット弘前・株式会社東北データサービスグループを指定しようとするものであります。

本施設は、公募により候補者を募集したものであります。応募がありましたのは当該団体1団体でしたが、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、指定管理者として選定されたものであります。

当該団体の提案は、施設の設置目的及び市が示した管理運営の方針との適合性、利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果、指定事業及び自主事業の企画内容及び期待される効果、安定的な管理運営が可能となる人的能力の項目が優れており、評価されたものであります。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

以上で議案の概要説明を終わります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） 4点ほどありますのでよろしくお願いします。

一つは、設置目的は、市民に芸術文化の発表及び鑑賞、さらに多世代交流の機会を提供し、というふうになっておりますけれども、今回から所管部が観光部に移ったということなのですが、この設置目的との関わりで、観光部としての政策的要素、こういったものを、この募集をかけるときにそういう要素も加わったのでしょうか。また、この設置目的に関わってどのようなことを事業者のほうに求めたのか、まずそこが1点です。

二つ目は、指定管理料ではこの人件費についてどのような考えで積算されているのかという点です。

三つ目は、今回の応募が1者のみということでしたけれども、この1者のみということについてどのように考えているのかをお願いします。

あと、後ろのほうに実績の数値が示されているのですが、その数値のカウントの仕方、

あとは今後の目標はどうなっているのか、また目標にしたその理由についてお答えください。

○文化振興課長（野呂智子） それではお答えいたします。

まず、一つ目の設置目的についてでございます。

文化振興課は、確かに今年度から観光部ということになってございますけれども、今回の指定管理につきましては、観光部としての観光らしさということは特に募集要項の中には示してございませんけれども、委員おっしゃるとおり芸術文化ですとか、多世代交流につきましては設置条例の中に目的として位置づけられていることから、今回はこの指定管理者において芸術文化と多世代交流についてもう少し推進をお願いしたいということで募集要項の中にうたいました。

申請者からは、指定事業を実施していただいているのですけれども、実施するに当たって企画・立案をしております賑わい創出委員会の中に、この芸術文化を推進するために弘前交響楽団と、それからh a r a p p aを加えて、今後の5年間に於いて指定事業では芸術文化の推進を行いたいということで申請が上がっております。

次に、人件費についてでございますけれども、人件費につきましては、市が募集要項で示した際には、まず館長を含む常勤職員10名、それから非常勤職員3名、計13名で計算しております、人件費の総額を4983万円と示しております。指定管理者の申請の中では常勤職員が12名、この12名で館を運営したいということで申請が上がってきております。

次に、3番の1者のみの申請だったということについてですけれども、もちろん複数の応募者があって、複数の中で競い合っただけで切磋琢磨されて比較できたほうが選択肢があつてよかったものとは思いますが、今回指定管理をするのは2期目——初めての更新ということになるわけですけれども、1期目の事業者がマイタウンを含むグループ会社であったということから、建物全体での連携が取れていたこと、それからこの5年間で利用者が、指定管理を導入する以前と比べて約1.5倍程度利用者が増えていることなど、利用実績が評価されているというか、確かにこちらで求めている実績が果たされているということの評価がありまして、今現在行っている指定管理者からの応募1者のみになったものと解釈しております。

それから、数値のカウントの仕方でございますけれども、基本的には貸し館を行っていることから、各部屋を利用した人数の足し上げと、そのほかに指定管理者は1日5回ほど巡回もしております。この巡回の際に指定管理エリアにいた人数を計算、測っております。これらの合計で利用者数の人数の数値のカウントが行われています。

また、今後の指定管理の目標につきましてはですけれども、お手元の資料2に、1期目の実績、指定管理の利用実績が記載された資料をお手元に配付しているかと思っております。今後5年間につきましては、基本的には令和元年度の実績を今後5年間上回ってほしいということで、元年度の実績を今後の目標数値としております。

○9番（千葉浩規委員） 目標値については、この5年間は令和元年の実績——平均で1万2708人を続けるということなのではございますけれども、にぎわい創出という点ではちょっと、一定、その数字でいくということになるのですが、そうした場合、先ほどの答弁にあつたとおり、この芸術文化の発表及び鑑賞、多世代交流の機会の提供といった、人数が一定でいくというのであれば、内容面で、その施設の目的の内容面でさらに充実が求められるのではないかというふうに思うのですけれども、この施設の目的の達成の度合いはどのようにして判断していくのでしょうか。

○文化振興課長（野呂智子） 確かに、にぎわい創出という面と、それから今後の5年間で芸術文化について、その設置目的を達成してほしいという両面からございました。にぎわい創出についてですけれども、現在の5年間で右肩上がりに利用者が増えていること、それから先ほど

申し上げた指定事業につきましては芸術文化に資するものをしていただきたいということで、指定事業については実施する事業の中身に変更があると思っております。

実際、申請書の中にはクラシックを聴く機会ですとか、そういう事業の提案もなされております。そういう提案の中で今以上に、元年度の実績以上に実績を、利用者数を増やしていただければということで、中身に変更があっても人数を減らさずに利用者を増やす努力をしていただきたいと思いますと考えております。

○9番（千葉浩規委員） 私は、この芸術文化の発表並びに鑑賞、多世代交流の機会提供というのは、事業者任せにするわけにいかなくて、やはり市としてもちゃんと方策を持っていくことが必要ではないかなというふうに思っています。あとこのヒロロ3階は、資料にもあるのですが、市の様々な部局がありまして、総合行政窓口とか、市民生活センターとか、広域連合とか、参画センターとか、あとはこども絵本の森であるとか、子育て支援センターとか、様々な市の部局がそこに入居して仕事をしているわけですが、やっぱり行政としてこれだけの部署が集まっているということで、やはり協力し合ってさらににぎわいをつくっていくということも必要ではないのかなというふうに思っております。

あとは、今回の応募が1者のみということでしたけれども、これは決して指定管理者の責任ではなくて、また市の責任でもなくて、私はこの指定管理者制度という制度自体が1者になる傾向を持ち始めているのではないのかなというふうに思ってますし、全国的にその傾向が強まっているというふうな指摘もあります。そういうわけで、この指定管理を、5年かけてヒロロの公共スペース全体の利活用の在り方、あとは指定管理の在り方も含めて、この5年間で広く検討していくべきではないかというふうに思っているところなのですが、そういった検討をするというふうなお考えはないでしょうか。

○文化振興課長（野呂智子） 指定管理につきましては、随時、利用者の声ですとか、利用実態を見ながら見直しを進めてまいりたい——見直しといいますか、検証を進めてまいりたいと思います。

○4番（齋藤 豪委員） 指定管理ということで、ここに書かれている団体、株式会社とついているところが二つほど見られるのですが、特定非営利活動法人は読んで字のごとくだと思うのですが、この株式会社云々かんぬんはどういう会社なのか、分かる範囲でいいのでお知らせください。

あと、資料2の指定管理料なのですが、管理者の状況なのですが、この単位は1,000円単位で、6000万円ということですね。それで、人件費なのですが、何人ぐらいここで仕事をされているのですか。

もう一つ、上のその他状況というところに、弘前市民文化交流館の使用料収入が入ってくるのですが、これが下の表の利用料金の収入のほうには反映されないものなのですか。3点ほど伺います。

○文化振興課長（野呂智子） まず、会社についてですが、3者のうち2者が株式会社で、1者がNPOということになっております。

まず、この3者の役割、管理する上で大きく役割分担をしております。まず東北データサービスにつきましては、他の市内の公共施設でも舞台運営をしている会社でございまして、東北データサービスにつきましては主に4階のホールの運営をしていただくこととしております。それから、NPO法人のスポンサー弘前につきましては、スポーツ事業に限らず、先ほどから申し上げている指定事業ですとか、それからここで指定管理者が実施する自主事業ですとか、それ

の企画・立案、運営を行っている会社となります。それから、株式会社マイタウンにつきましては、それ以外の受付業務ですとか、施設全体の維持管理を実施しているという役割分担で運営されております。

それから、人件費につきましてはですが、人件費につきましては常勤の職員12人で施設を運営していきたいということで申請書の中に記載がございました。

それから、利用料金につきましては、今回の施設につきましては利用料金制を取っていない施設でございまして、利用者からの利用料金は全て市の歳入のほうに入っておりますので、この収支の中に記載されていないものでございます。

○26番（田中 元委員） 今のお話を聞きますと、今回の選考に当たっては応募グループが一つだけ、1者ですか、そういうことになっていますので、早い話が競争相手がいないということになります。そこで、ここにこの表、選定結果一覧表がありますけれども、これを見ますと、結果として100点満点に換算した点数が、100点満点に対して78.4点ですね。これはこれで1者しかないの選考したと思いますけれども。そうすれば、最低線、最下点を設定して評価をしたものなのかどうか。1者ですので、それをお聞かせください。

○文化振興課長（野呂智子） 募集要項の中に、点数につきましては60点を最低基準として、それを上回ったものを対象とするということにしております。

○26番（田中 元委員） 最低限60点を上回ればいいのだというお話ですけれども、そうなれば、100点満点にして、満点ではないのですね。満点ではない、78.4点です。最低60点あればいいのかという話にもなるわけですので。そうすれば、100点に満たない点があるわけですから、どこに改善の余地があって、どこをもっと推進するべきと、そういう指導はされるのかどうかをお聞かせください。

○文化振興課長（野呂智子） 指定管理者が実際に指定管理をしている際には、市のほうでも年に1回以上のモニタリングのほかにも、随時、指定管理の現場において職員が見回りをして、指定管理者と話をして改善するようにしております。また、利用者からアンケートも取っておりますので、そのアンケートの中身を指定管理者と市のほうで情報共有をしながら、改善できるところは改善しながら運営していくこととしております。

○26番（田中 元委員） 課長が言うのはよく分かりますし、日頃いろいろ御努力をされているということで、5年間の積み上げで、常々、日々とは言わないけれども、現場を確認しながら指導すべきところは指導していくと。それでも、78点です。であれば、課長が今、日々見えますと、目を通していますと言っているながらも、78点ということですので、そういうことについてはもうちょっと気をつけて、どこに改善点があるのかというのをピックアップして、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

請願第1号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願

- 委員長（今泉昌一委員） 最後に、請願第1号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（今泉昌一委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ございませんか。

- 9番（千葉浩規委員） 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願の趣旨を妥当と判断し賛成します。また、その立場から討論します。

これまでの少人数学級化の取組は、1980年からの第5次教員定数改善で40人学級が実現した以降、第6次、第7次でも進展せず、その後、平成23年に小学1年生の35人学級が実現しましたが、それ以降は定数改善計画の策定すら認められず、単年度ごとの予算折衝で加配を上積みするだけで精いっぱいという状況でした。それだけに、少人数学級の実現は教育関係者にとって長年の悲願となっております。

今回、新型コロナで社会的距離の確保が求められる中、文科省は概算要求で義務教育標準法の改正も視野に少人数指導体制の整備を、金額を明示しない事項要求として盛り込み、この長年の悲願の実現に向けて動き出しました。萩生田文科大臣も不退転の決意で取り組むと委員会の場で発言するなど、その実現に向けて並々ならぬ決意です。

また、公益社団法人日本PTA全国協議会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会など教育関係23団体で構成する子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会は、11月12日に参議院会館で全国集会を開き、少人数学級の実現等を訴えました。さらに、今回この集会に参加した自民党教育再生実行本部は、先立つ9月に、1クラス30人以下の少人数学級の実現に向け、政府に義務教育標準法の改正を求める決議を採択。少人数化は段階的に導入することとし、2021年度の予算編成過程で必要な財政措置を検討するよう政府に要請したと報じられておりました。

今や少人数学級の実現は国民的悲願とも言えます。また、その実現を求める声もかつてなく大きくなっています。本請願を採択し、国の責任において少人数学級を推進するよう求めようではありませんか。

以上の点から、この請願は採択すべきとし、これで賛成の立場からの討論といたします。

- 7番（石山 敬委員） 私は、請願第1号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願について、反対の立場で意見を申し上げます。

本請願は、緊急に20人程度で授業ができるように教職員増と教室確保を国の責任で行うこと、また、20人学級を展望し少人数学級を実現するために、標準法を改正し教職員定数改善計画を立てることについて、国に対する意見書を採択するよう求めているものであります。

少人数学級編制については、青森県のあおもりっ子育みプランに加え、本市単独で実施している学年もあり、その財政負担が大きいことから、市立小学校全学年において実施されるよう県に対し重点要望を行っているところであります。

一方で、本市には少子化により複式学級を余儀なくされている小学校もあり、規模の適正化を図ることも喫緊の課題となっております。

このような状況の中で、20人学級の緊急な編制は、教員の増員や教室の確保などの点で難しいと考えます。

少人数学級編制は、少子化を背景に段階的に実施するべきであり、国の責任において行うということであれば、今はその動向を見守ることとすべきであり、本請願については反対をいたしません。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は、起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（今泉昌一委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時36分 散会】